

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(令和4年度実績)

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援、介護予防、重度化防止	○ 地域包括ケアシステム推進のために、高齢者自身をはじめ地域住民に介護予防等自立支援の重要性を普及し、住民主体の通いの場を創出し、高齢者自身が担い手として活動することが必要である。 ○ そのために、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者生活支援等会議で、地域の高齢者の生活に係る課題を共有し、地域の担い手間の情報共有や高齢者が暮らしやすい地域づくりの場を創出し、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築することを課題と考えている。 ○ 高齢者生活支援等会議の設置と定例的な開催は軌道に乗り出しており、地域資源の把握と地域課題の抽出に取組んでいる。	生活支援・介護予防サービスの充実	介護予防・日常生活支援総合事業の利用量目標値(人/月) (R3) (R4) (R5) 訪問型介護予防サービス 2,230 2,396 2,460 訪問型生活援助サービス 492 505 515 訪問型助け合いサービス 10 10 10 通所型介護予防サービス 2,516 2,738 2,812 通所型短時間サービス 148 152 157 通所型つどいサービス 190 200 210	介護予防・日常生活支援総合事業の利用量(人/月) (R4) 訪問型介護予防サービス 1,805 訪問型生活援助サービス 541 訪問型助け合いサービス 11 通所型介護予防サービス 2,566 通所型短時間サービス 70 通所型つどいサービス 225	○	介護予防・生活支援サービス事業については、住民主体サービスの担い手育成を進め、拠点数の増加と利用率向上に向けた取り組みを継続する。 また、一般介護予防事業においては、住民が介護予防の重要性に気づくことができ、かつ楽しみながら社会参加を継続していくための情報発信や教室開催を行っていく。 これらの取り組みを通じ、住民の介護予防活動に対する意識をさらに醸成していくためには、生活支援コーディネーターの活動の活性化と、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者生活支援等会議の効果的な運営によって、活動の成果が見えるように取組む必要がある。 総合的・効果的に高齢者の生活を支えられるような地域包括支援センターの機能強化と地域ケア体制づくりの推進が引き続き求められる。
②介護給付等費用の適正化	介護保険事業を円滑かつ適正に運営し、市民が適切な介護サービスを利用できるよう、引き続き認定調査員や介護認定審査会委員に対して研修を実施していくよう努めます	介護認定審査会委員、介護認定調査員を対象とした研修を実施	介護認定審査会委員、新規介護認定調査員、現任介護認定調査員を対象とした研修を、それぞれ年1回以上実施する。	介護認定審査会委員研修を令和5年3月に対面により、介護認定調査員研修は新規研修を令和4年9月に書面により、現任研修を令和4年12月に動画配信により、それぞれ実施。	◎	新型コロナウイルス感染症拡大状況により、書面・動画配信・対面と様々な形式で実施したことで、それぞれのメリット・デメリットが分かってきた。今後は研修内容のブラッシュアップに加え、感染拡大状況のほか研修の目的等に応じた開催形式を検討する。
②介護給付等費用の適正化	要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用など引き続き適正化事業に取組みます。	要介護認定の適正化	全事業に対して、介護保険認定調査票は認定調査員テキストにそって精査し、適宜指導を行う。 また、認定審査会資料の不整合の有無等を確認し、必要に応じて認定調査員、主治医等への確認も行う。	作成された全ての調査票を対象に、認定調査員テキストに従って精査を実施した。選択を誤っているものは是正、内容の不十分な特記事項は補足を、調査員に聞き取りをした上で行った。	◎	今後も全調査票の精査を行い、不正確・不十分なものについては聞き取りし、是正・補足を行う。また、選択の誤りが起こりやすい項目については、調査員向け研修で特に取り上げ、調査票の精度改善に繋げる。
②介護給付等費用の適正化	要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用など引き続き適正化事業に取組みます。	新規介護認定調査員の 実地研修を実施	新規介護認定調査員研修内で行う試験に合格した者に対し、本市での調査を行う前に、本市調査員が同行して調査実地研修を行う。	新規介護認定調査員研修内で行う試験に合格した者に対し、本市調査員が同行して調査実地研修を行った。実際に同行時の内容について調査票を作成してもらい、記載内容について指摘やアドバイスを行った。	◎	引き続き本市調査員同行による研修は実施していく。新規研修では取り上げにくい、特記事項の記載内容についてのフィードバックも丁寧に行っていく。
②介護給付等費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	ケアプランの点検（ケアプランチェック）	点検の実施にあたっては、面談等により基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指す。 点検実施目標、40事業所 介護支援専門員に対する研修会を実施する。	点検件数 (面談等)居宅介護支援 13事業所58事例 (地域7会議併用))居宅介護支援 1事業所1事例、介護予防支援なし (リハ職による訪問調査併用) 居宅介護支援 19事業所20事例、介護予防支援なし (生活援助届出) 17事業所19事例 介護支援専門員に対する研修会(書面開催)	◎	ケアプランの点検を実施できる職員の育成のため体制を整備する必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
②介護給付等 費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	住宅改修の適正化	申請される住宅改修について、提出資料の不整合の有無等を確認する。資料等だけでは確認できない場合、改修工事の事前又は事後に、専門職等による現地調査等により検証を行う。 提出資料の点検実施目標、全件 実地検証実施目標、申請の10% 受領委任払いの場合は、研修を受けた登録施工事業者とする。また、介護支援専門員に対する研修会を実施する。	全件について提出資料を点検 申請の約2.5%(56件)について、実地検証を実施 登録施工事業者研修会を実施	○	実地検証の件数は目標に達しなかったが、令和4年度より建築職からリハビリテーション専門職による検証へと変更し、検証対象の6割強について、被保険者の身体状況により適した改修工事の見直しを行うことができた。次年度は、より多くの実地検証を実施し、改修内容の適正化を促進する。また、介護支援専門員に対する研修会についても、引き続き検討を進める。
②介護給付等 費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	福祉用具購入・貸与調査	「ケアプランの点検」と併せて、福祉用具購入・貸与について確認する。点検実施目標、全件 軽度者に対する福祉用具貸与のうち、介護支援専門員等から事前に提出された理由書について必要性を確認する。点検実施目標、全件 国保連システムから出力される「福祉用具貸与一覧表」を活用し、貸与の給付内容が適正かどうか点検する。 地域ケア会議の構成員としてリハ職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う。 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハ職による訪問調査により点検する。 点検実施目標、20件	「ケアプランの点検」の対象事例に位置付けられた福祉用具購入・貸与について、全件点検実施 軽度者に対する福祉用具貸与のうち、介護支援専門員等から事前に提出された理由書について必要性を確認する。全件点検実施 「福祉用具貸与一覧表」を活用し、点検実施 地域ケア会議の構成員としてリハ職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検。 リハ職の訪問調査による点検 17件	◎	購入・貸与の点検について、地域の介護支援専門員等にフィードバックすること及び誤りが多い点や留意すべき点を周知する研修会等を行う必要がある。
②介護給付等 費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	医療情報との突合	国保連合会に点検を委託する。それとは別に市独自で「医療情報との突合リスト」又は「医療情報との突合リスト(独自絞込みリスト)」を用いて、給付状況を確認する。 実施目標、全ての帳票を点検	全ての帳票を点検	◎	国保連の委託での点検と重複しないよう、連携を図る必要がある。
②介護給付等 費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	縦覧点検	国保連合会に点検を委託する。国保連から連絡される事業所への照会や過誤申立等の状況を適宜確認の上、再度点検する。 国保連合会において未審査として保険者に情報提供される各帳票の「未審査一覧」を点検する。 実施目標、全ての帳票を点検	全ての帳票を点検	◎	国保連の委託での点検と重複しないよう、連携を図る必要がある。
②介護給付等 費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	介護給付費通知	国保連合会において審査決定した給付実績等から、介護保険施設入所者以外の利用者について、直近6ヶ月利用実績を記載した給付費通知書を作成し送付する。	通知件数 8月、20, 671件 2月、20, 713件	◎	単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法の検討が必要。
②介護給付等 費用の適正化	不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスの確保及び介護給付費や介護保険料の増大の抑制につなげる必要がある。	給付実績の活用	国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認する。	「福祉用具貸与一覧表」、「居宅介護支援請求状況一覧表」、「中山間地域等提供加算算定受給者一覧表」、「他保険者地域密着型サービス調査一覧表」、「看護体制強化加算請求状況一覧表」、「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」等の点検を実施	◎	帳票の活用方法の研究が必要。人員体制を整備し、取組みを充実させたい。 指導担当課で活用すべき帳票については、連携が必要である。